

条 例 見 直 し 調 書

		作成年度	平成21年度
条 例 名	沿道区域の指定基準に関する条例		
条 例 番 号	昭和32年神奈川県条例第45号	法 規 集	第11編第4章
所管部局室課	県土整備部道路管理課		
条 例 の 概 要	道路法第44条第1項の規定に基づき道路管理者が道路に接続する必要な区域を沿道区域として指定する場合の基準を定めている。		
検 討	視 点	検 討 内 容	備 考
	必要性 (現在でも必要 な条例か。)	道路法第44条による沿道区域の指定は、沿道から道路に及ぼされる障害を防止するため、沿道の一定の区域内における土地等の管理者に一定の作為義務を課すものである。 今のところ区域指定の実績はないが、近年の道路管理においては、より高度な水準の安全管理が求められており、今後、沿道区域の指定が必要となることも十分想定されるため、同条第1項に基づき沿道区域の指定基準を定めた本条例は必要である。	
	有効性 (現行の内容で 課題が解決で きるか。)	沿道区域の指定により、指定区域内の土地等の管理者には道路に及ぶ危険の防止措置を講ずる義務が課せられ、道路管理者にはこれらの措置命令及び代執行を行う権限が付与されることになる。本条例は沿道区域の指定の際の基準を適正に定めており、道路機能を確保する上で有効な規定となっている。	
	効率性 (現行の内容で 効率的といえ るか。)	条例第2条に規定する沿道区域を指定する範囲の指定基準は、道路又は沿道の状況に応じて具体的に規定しており、区域の指定に当たり効率的な方法となっている。	
	基本方針適合性 (県政の基本的 な方針に適合 しているか。)	沿道区域の指定は、道路の損害予防や交通に及ぼす危険の防止という安全・安心な道路環境の確保を目的とするものであり、当該指定を行う際の基準を定める本条例は、県民生活の安全・安心を掲げた神奈川力構想の考え方に合致している。	
	適法性 (憲法、法令に抵 触しないか。)	道路法の規定に基づく内容となっており、憲法、法令に抵触しないものである。	
	その他		
見 直 し 結 果	改正・廃止の必要はない。 改正・廃止を検討する。	理 由	特 記 事 項
		現行条例の運用上の課題は見受けられず、現時点では、改正・廃止の必要はない。	
次回見直し予定	平成26年度	見直し規定の有無	(有) ・ 無